

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第7条第9項」を「第7条第8項」に改める。

第7条第7項を削り、同条第8項中「及び前項」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とする。

第17条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第39号様式（裏）中「領収証欄に」の次に「氏名等を」を加え、「20（口座振込）の場合」を「10（直払）以外の場合」に、

「  
2 支払区分が20（口座振込）のときは、あなた（貴社）が指定した預金口座に入金されます。

なお、預金口座への入金は、この支払案内書の到達より多少遅れることがありますので、御承知ください。

3 支払区分が32（送金（為替等））のときは、同封した送金小切手を表記の支払銀行の窓口（為替の場合は、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局）に提出し、現金をお受け取りください。

4 通知年月日から1年を過ぎますとこの支払案内書ではお支払いできませんので、速やかにお受け取りください。

不明の点は、次の事務所の調査統計担当課へお問い合わせください。

神奈川県 事務所

を  
「

(5) 通知年月日から1年を過ぎたときは、この支払案内書ではお支払いできなくなります。早めにお受け取りください。

2 支払区分が20（口座振込）のときは、あなた（貴社）が指定した預金口座に入金されます。なお、預金口座への入金はこの支払案内書の到達より多少遅れることがありますので、御承知ください。

3 不明の点は、表記の事務所の調査統計担当課へお問い合わせください。

に改める。

第84号様式中

「

一般	メンバー	人	円	円
利用	ビジター			

」

を

「

一般利用	人	円	円
------	---	---	---

」

に、「国体」を「国スポ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項、第7条及び第17条の改正規定並びに第84号様式の改正規定（「国体」を「国スポ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。